

横浜市行政不服審査会答申
(第75号)

令和元年10月29日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

平成 31 年 1 月 31 日付けで提起した、横浜市港北福祉保健センター長の審査請求人に対する生活保護費用徴収金決定処分についての審査請求は棄却すべきである、との審査庁の判断は、妥当である。

2 事案概要

本件は、審査請求人が生活保護を受けていた平成 29 年 2 月 27 日から平成 30 年 2 月 26 日までの間、審査請求人名義の A 銀行の普通預金口座に宛てて合計 1,301,000 円の入金（以下「本件入金」という。）があったにもかかわらず、審査請求人がこれについて生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 61 条に基づく届出をしないまま生活保護を受給したとして、横浜市港北福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、法第 78 条第 1 項の規定に基づき同年 12 月 14 日付け生活保護費用徴収金決定処分（港北生支第 1745 号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

本件入金は、審査請求人が他人に口座を貸し付けた後の、他人による口座への入金であったため、審査請求人は当該入金が存在を知らなかった。

以上のとおり、本件入金について、審査請求人は関与しておらず、当該入金が存在を知らなかった以上、法第 61 条が定める「収入」ではないから、本件処分は違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

本件入金は、いずれも審査請求人名義の預金口座に入金されている。この入金は銀行からの借入れではなく、そのほとんどが個人名で入金されており、法第 61 条が定める「収入」認定の対象から除外される項目に該当するという客観的な事実はない。

処分庁から審査請求人に対し、生活保護の収入申告についての制度説明が何度もされているにもかかわらず、審査請求人は、処分庁に対し、児童

手当以外の収入の事実やその内容についての明確な説明をせず、加えて請求人の収入申告書には収入がなかった旨の記載をしている。

したがって、本件入金は法第 61 条が定める「収入」に該当することは明らかであり、審査請求人には、同条の届出義務に反する事実が認められる。

そして、審査請求人は、処分庁により届出義務の説明を受けていたにもかかわらず、本件入金について一切届出をしておらず、法第 78 条第 1 項違反の事実が認められる。

よって、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 判断枠組み

被保護者が自らの預金口座にあった入金について、これを申告しなかったことにつき、法第 78 条第 1 項に定める「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」というためには、①当該預金口座への入金が法第 61 条の申告義務の対象となる収入であったにもかかわらず、被保護者がこれを怠ったことに加え、②保護実施機関から、当該被保護者に対し、被保護者において当該入金が法第 61 条の申告義務の対象となる収入に該当するか否かについて、それを判断するに足る説明等が事前になされていたことが必要となる。

(2) 本件入金が法第 61 条の申告すべき「収入」に当たるか

ア 申告義務の対象となる「収入」について

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならぬ」と定め、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への届

出義務を課しているところ、同条が被保護者に対して収入を申告する義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して保護の適正を図るためと解される。

そして、保護実施機関が職権により被保護者の状況を調査し、把握するとしても、それだけでは、被保護者の状況を把握しきれないところも生じうるなどからすれば、被保護者の届出は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に欠くことができないものであって、適正な保護の実施に当たって、不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすると、被保護者が収入を申告するに当たっては、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要である。すると、被保護者が法第 61 条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実増加している金銭等であれば、その種類や原因のいかんは一切問わない（ただし、保護費は除外される。）と考えるべきであり、後日、保護実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の対象となるものについても、同条の「収入」に当たり、申告の対象となる。

イ 審査請求人名義の A 銀行への入金について

審査請求人名義の A 銀行の普通預金口座に入金されたもののうち本件入金について、審査請求人は、審査請求人が他人に通帳ごと口座を貸付け、他人による口座への入金であるため、自身では分からないものであると主張する。

しかしながら、審査請求人が当該口座の通帳を他人に貸付けた経緯及び時期並びに貸付けた他人の氏名、住所、連絡先、その関係性等は明らかではなく、それらに関する証拠の提出すらもない。

したがって、審査請求人の他人に通帳ごと貸し付けたという事実は認められるものではない。

この点、仮に、審査請求人の主張するとおり、他人に通帳を貸し付け、他人による口座への入金であるとしても、当該口座には、横浜市から児童手当及び生活保護費といった公金の入金があることが認められる。これらの公金については、審査請求人においても管理し、払戻しをしてい

ることによれば、本件入金も、あくまで審査請求人の管理するA銀行の普通預金口座内に入金されているのであるから、預金残高が増加し、現実に利用可能な金銭等の増加を生じさせるものと認められ、上記のとおり、法第61条の届出義務の対象となる収入であることは明らかである。

更に述べると、仮に、審査請求人が主張するとおり、当該口座の通帳を他人に貸し付けていたとしても、当該口座は、審査請求人が自らの意思で作成し、その存在を認識していた口座であり、自らの意思でそれを第三者に利用させていたものであるから（そのこと自体は審査請求人も特段争っていない。）、口座名義人である審査請求人において、銀行に直接問い合わせるなどして、当該口座の利用状況を把握することや、口座の利用停止、カードの再発行等の手続きをとることができ、同口座への他人による関与を排除して、自らの管理下に回復することはいつでも可能であったといえる。

なお、審査請求人からは、口座の利用停止等の措置ができないことの合理的な理由等の説明もなされていない。

そうすると、本件では、審査請求人が当該口座の管理権を失っていると見るべきではなく、当該口座内の金員を審査請求人が利用することも、法第61条の申告義務の履行に向けて当該口座の取引内容を審査請求人において把握することも十分可能であったと認められる。

以上のとおりであるから、本件入金について、法第61条が定める申告義務の対象となる「収入」であったと認められる。

(3) 法第78条第1項「不実の申請その他不正な手段」該当性

被保護者が自らの預金口座にあった入金についてこれを申告しなかったことが、法第78条第1項に定める「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」というためには、単に当該入金法第61条の申告義務の対象となる収入であったということだけでは足りず、それに加えて、保護実施機関から、当該被保護者に対し、申告義務の内容についての説明が事前になされているなど、被保護者において当該入金が申告義務の対象であることを事前に認識可能であったことが必要である。

この点、審査請求人は、平成29年1月25日、処分庁から、「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」及び「不正受給にならないためのハ

ンドブック」を用いるなどして、申告すべき収入の説明を受けている。

また、「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」という書面に署名捺印をしている。

当該ハンドブックにおいては、法第 61 条の申告義務について詳細な説明がなされており、収入についても「働きによる収入」と「働きによらない収入」とに分けて説明がされるなど、被保護者の収入について幅広く申告義務が定められていることが説明されており、「働きによらない収入」の説明の中には、生命保険の解約返戻金や生活保護受給中に行った借入（借金）といった被保護者の総体的な財産の増加を伴わないものも含まれている。

したがって、当該ハンドブックからは、被保護者に生活に利用可能な財産の増加があった場合には、それを広く一般的に申告の対象としていることが読み取れる。

また、本件入金は、いずれも審査請求人名義の A 銀行の普通預金口座に、第三者から複数回にわたって入金された金員であるところ、銀行口座が一般人の金銭管理の基本をなす部分であることを考えれば、その法的な性質、経緯等に様々あったとしても、一般人であれば保護実施機関に申告する必要があることを認識できたと見ることができる。

審査請求人は、平成 30 年 1 月 4 日に、処分庁から本件口座には生活保護費の入金もされる口座であることなどから、他人との使分けについて質問をされたが、明瞭な回答はしなかったうえ、当該口座の貸付けもやめるよう言われたにもかかわらず、口座の貸付けをやめなかった。

そして、審査請求人は、平成 30 年 2 月 26 日にも、他人による審査請求人口座の利用を許し、当該口座への入金があったにもかかわらず、収入申告書には収入がない旨の記載をするなど、事実と異なる申告を行った。

したがって、審査請求人は、処分庁から、本件入金が入金義務の対象となる収入に該当するか否かについて、それを判断するに足る説明等が事前になされているうえ、口座の貸付けをやめるよう言われたにもかかわらず、これをやめないまま、事実と異なる申告をしたことによれば、少なくとも審査請求人において申告義務の存在を事前に認識できたことは明らかである。

(4) 小括

よって、審査請求人は、本件入金について、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たということができる。

(5) 結語

以上から、審査請求人には、本件入金を収入申告しないという法第 61 条違反の事実が認められ、このような違反は処分庁の調査により発覚したものであるから、審査請求人に法第 78 条第 1 項を適用し、本件入金に相当する額の徴収を決定した本件処分は適法かつ妥当なものである。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成31年 2 月 28 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成31年 3 月 26 日	・ 弁明書等受理
平成31年 4 月 2 日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和元年 5 月 9 日	・ 反論書の再提出等依頼
令和元年 9 月 4 日	・ 審理手続終結
令和元年 9 月 10 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和元年 9 月 17 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和元年 10 月 29 日	・ 調査審議